

市の役割を果たすための取組事項(小項目)の取組評価の状況 (令和元年度実績)

評価の基準

- A 順調に取組が推移しており, 継続して実施
- B 目標達成に向けて段階的に取り組んでおり, その取組は順調に推移している
- C 計画どおり取り組んでいるが, 成果が上がっていない
- D 一部取り組んでいるが停滞している
- E 取組に至っておらず停滞している

令和2年6月

基本方針1 支え合い助け合う地域づくり

第2期地域福祉計画において目標を達成するための市の役割		R1取組事項数・評価内容					H30取組事項数・評価内容				
		項目数	A・B	C	D	E	項目数	A・B	C	D	E
1	地域福祉活動への参加者を増やすため、市民活動支援センター及び社会福祉協議会と連携を図り、ボランティアの活動環境の向上を図れるよう支援します。	2	2				2	2			
2	ボランティアニーズの把握に努めます。	3	2	1			3	2	1		
3	ボランティアやNPO法人の情報を提供します。	2	1		1		2	1		1	
4	地域の支え合い・助け合い等の地域福祉活動に取り組む(仮称)地域福祉活動協力員制度の導入を進めます。	1			1		1			1	
5	担い手育成のために、市民大学において人材の発掘や育成をします。	1	1				1	1			
6	認知症サポーター養成講座やシルバーリハビリ体操指導者養成講座などを開催し、リーダーや担い手を発掘・育成します。	4	4				4	3	1		
7	講演会等を開催し認知症や障がい者に対する福祉への関心を高め、福祉活動への関わりを持てるよう、意識の啓発や福祉への理解を図ります。	3	3				3	3			
8	出前講座等により福祉への理解を図ります。	2	2				2	2			
9	認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症への理解を図ります。	1	1				1		1		
10	ノーマライゼーション教育を推進します。	3	3				3	3			
11	社会福祉協議会と連携して福祉教育の担当教職員を対象とした研修会を開催します。	3	3				3	3			
12	社会福祉協議会が地域福祉活動推進の核として機能するよう支援・連携します。	2	2				2	2			
13	地域福祉活動助成金制度を継続し、地域福祉活動計画が実践できるよう支援します。										

第2期地域福祉計画において目標を達成するための市の役割		R1取組事項数・評価内容					H30取組事項数・評価内容				
		項目数	A・B	C	D	E	項目数	A・B	C	D	E
14	地域福祉活動を推進するために、地域における身近な生活課題を解決する取組に助成金を交付します。	3	3				3	3			
15	地域福祉活動計画実行委員会を支援するとともに、連携を図ります。										
16	地域(自治会・町内会を含む)に適切な情報を提供するとともに、情報の共有及び連絡調整を行います。 また、必要に応じ総会等に参加し、地域の特性を把握し地域福祉活動を支援します。	1	1				1	1			
17	市の課題や地域の課題となっている事項に取り組む場合に、市民の理解や協力が得られるよう地域との連絡調整を行います。										
18	地域の実情に応じた地域担当職員の役割分担などを検証し、地域担当職員制度が有効に活用できるよう取り組み、地域の課題解決に向けた地域活動を支援します。	1	1				1	1			
19	地域における居場所、交流の場(サロンの拡充を含む)づくりを支援します。	5	4	1			5	4	1		
20	活動拠点となる施設については、既存の公民館や集会所などを有効活用できるよう支援します。	2	2				2	2			
21	地域の支え合い・助け合い等の地域福祉活動に取り組む(仮称)地域福祉活動協力員制度を導入します。	1			1		1			1	
22	障がいに対する正しい理解と認識を深められるよう、啓発活動に取り組み、地域での見守りを推進します。	3	3				3	3			
23	より多くの人が認知症サポーター養成講座を受講できるよう、周知を図ります。	3	3				3	2	1		
24	見守りの大切さについて周知を図ります。	3	2		1		3	1	1	1	
25	事業所との「見守り活動等に関する協定」の締結を推進します。	1	1				1	1			
26	守谷市徘徊高齢者等SOSネットワークにより、地域における認知症高齢者の見守り体制を強化し、高齢者が徘徊した場合には早期発見を図ります。	3	3				3	3			
27	生活支援サービスを担う多様な団体等により行われる定期的な情報共有の場として協議体を設置します。	2			1	1	2			2	

第2期地域福祉計画において目標を達成するための市の役割		R1取組事項数・評価内容					H30取組事項数・評価内容				
		項目数	A・B	C	D	E	項目数	A・B	C	D	E
28	助け合いの推進役として生活支援コーディネーターを配置します。	2			1	1	2			2	
29	協議体に構成員として参加し、地域に不足する支え合い・助け合いを把握し、新たなサービスの創出に参画します。	1		1			1			1	
30	高齢者や障がい者の日常生活上の困りごとやニーズを的確に把握します。	4	3	1			3	2	1		
31	把握した困りごとについて、地域、市民、事業所等に周知し、他人事でなく自身のこと、家族のこととして理解していただけるよう努めます。	2	1		1		2	1		1	
32	把握した困りごとについて、生活支援サービスを担う多様な団体等と情報共有します。										
33	生活支援サービスの仕組みの一つとして、有償ボランティア制度の構築に取り組みます。	1			1		1			1	
34	市民が能力を生かし、生活支援サービスの担い手として社会参加できるよう働きかけます。	2			2		2			2	
小 計		67	51	4	10	2	66	46	7	13	0

76.1 %

69.7 %

基本方針2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

第2期地域福祉計画において目標を達成するための市の役割		R1取組事項数・評価内容					H30取組事項数・評価内容				
		項目数	A・B	C	D	E	項目数	A・B	C	D	E
35	シニアクラブやサロンの活動を支援します。	2	2				2	2			
36	多くの人が参加できるように、シニアクラブやサロンの活動内容、場所等の情報を提供します。	1	1				1	1			
37	シニアクラブやサロンの立ち上げ活動を支援します。	1		1			1	1			
38	脳活コーチボランティアによる活動を推進し、認知症予防を推進します。	2	2				2	2			
39	もりや生涯学習リーダーバンクを周知するとともに、利用を推進します。	1		1			1		1		
40	生涯学習講座や教室を開催します。	1	1				1	1			
41	生涯学習に関する情報を提供し、支援します。	1	1				1	1			
42	講演会等を開催し、障がい者に対する福祉への関心を高め、福祉活動への関わりを持てるよう、意識の啓発や福祉への理解を図ります。	3	3				3	3			
43	地域の人との交流イベントを開催します。	3	3				3	3			
44	文化、スポーツ活動への参加を推進するために必要な支援を行います。	3	3				3	3			
45	障がい者への活動の場を提供することについて支援します。	1	1				2	2			
46	障がい者が自分らしく生きられるようボランティア活動を充実することについて支援します。	1		1			1		1		
47	障がいのある人が就労できるよう働く場の拡大を働きかけます。	2	2				2	2			
48	障がいのある人がその働く意欲や適性、能力に応じて就労できるよう、相談支援や情報提供を行います。	1	1				1	1			

第2期地域福祉計画において目標を達成するための市の役割		R1取組事項数・評価内容					H30取組事項数・評価内容				
		項目数	A・B	C	D	E	項目数	A・B	C	D	E
49	シルバー人材センターを支援します。	3	2	1			3	2		1	
50	生活習慣病予防のための健康教育の充実を図ります。	2	2				2	2			
51	ホームページや市政情報モニター等を活用した生活習慣病予防啓発活動を実施します。	2	2				2	2			
52	市民の食生活による健康づくりのために、地域のボランティアとして活動する食生活改善推進員を定期的に養成します。	1	1				1	1			
53	食生活改善推進員と協働で食育活動を各地域で展開します。	1	1				1	1			
54	小児生活習慣病予防検診等の実施により、子どもの時からの適正体重などへの意識付けや野菜摂取を推進します。	1	1				1	1			
55	受診しやすい検診体制を整備します。	2	2				2	2			
56	ウォーキングマップやいばらきヘルスロードを周知します。	2	2				2	2			
57	ミニ歩く会等自主団体と協働でウォーキング教室等を開催し、ウォーキングや軽スポーツ等の運動を推進します。	3	3				3	3			
58	ウォーキングコースの看板設置の工夫や公園に設置した健康器具の使用法の周知により、地域全体で運動する機会の充実を図ります。	2	2				2	2			
59	シルバーリハビリ体操指導士会に体操指導を委託し、シルバーリハビリ体操を更に推進します。	3	3				3	3			
60	各種スポーツ大会・教室の開催など、スポーツ活動に取り組むための支援をします。	1	1				1	1			
61	こころの健康に関する情報を周知します。	1	1				1	1			
62	地域の人が参加しやすい出前講座を開催します。	1	1				1	1			
63	「こころの健康」相談窓口の周知を図るとともに、福祉・医療関係機関等と連携し相談対応の充実に努めます。	2	2				2	2			
小 計		50	46	4	0	0	51	48	2	1	0

92.0 %

94.1 %

基本方針3 情報が共有され相談しやすい地域づくり

第2期地域福祉計画において目標を達成するための市の役割		R1取組事項数・評価内容					H30取組事項数・評価内容				
		項目数	A・B	C	D	E	項目数	A・B	C	D	E
64	相談者の立場になって、関係部署と連携を図りながら分かりやすく親切丁寧に対応します。										
65	複雑多様な個別の相談について、的確に応じることができるよう、相談窓口の充実を図るとともに、相談を受ける人材の育成を図ります。	4	4				4	4			
69	複合的で複雑な相談の対応については、専門機関と連携を図るとともに、保健・福祉担当課で組織する「保健福祉部関連業務に関する処遇検討会議」において、最も適したサービスの種類や処遇について検討します。										
66	高齢者に対しては、地域包括支援センター、在宅介護支援センターが相談窓口となり、生活を軸とした相談を受け、適切な制度の利用につなげるとともに、必要に応じて支援します。	3	2	1			3	2	1		
67	障がい者(児)に関する相談については、市役所の相談窓口のほか、障がい者相談支援センター、保健センター、こども療育教室、障がい者相談員などと、お互いに連携して相談に応じるとともに、必要に応じて支援します。	2	2				2	2			
68	子ども・子育てに関する相談では、市役所の相談窓口のほか、家庭児童相談室、保健センター、保育所、地域子育て支援センター等の関係機関と連携して相談に応じるとともに、必要に応じて支援します。	3	3				3	3			
70	在宅介護支援センターの事業内容等を周知します。	1	1				1	1			
71	市民に民生委員・児童委員の活動を広く周知し、各地域において密着した活動ができるよう支援します。	1	1				1	1			
72	広報もりや、ホームページ等を活用し、分かりやすい情報を提供します。	1	1				1	1			
73	福祉分野ごとのガイドブックを分かりやすく作成し、周知に努めます。	1	1				1	1			
74	出前講座などにより福祉サービス内容の周知を図ります。	4	4				3	3			
小 計		20	19	1	0	0	19	18	1	0	0

95.0 %

94.7 %

基本方針4 安心して暮らせる地域づくり

第2期地域福祉計画において目標を達成するための市の役割		R1取組事項数・評価内容					H30取組事項数・評価内容				
		項目数	A・B	C	D	E	項目数	A・B	C	D	E
75	災害時は、市からのメールもりやをはじめ、多様な伝達手段により自治会・町内会を通じた対象地域への連絡網等による情報伝達に努めます。	1	1				2	2			
76	避難支援活動に協力する自治会・町内会を増やします。										
77	避難支援活動に協力する自治会・町内会を支援します。	1	1				1	1			
78	避難行動要支援者登録制度の周知及び普及を図ります。										
79	消防署、消防団、防災関係団体の協力を得て、市主催の防災訓練の実施や地域による防災訓練の支援を通じて、防災意識の啓発を行います。	1	1				1	1			
80	防災講演会や広報紙等で、防災に関する意識の向上を図ります。	2	2				2	2			
81	自主防災組織を結成する場合に資機材の援助と活動を支援します。	1	1				1	1			
82	避難所運営を支援します。	2	1	1			2	2			
83	防犯キャンペーン・防犯パトロールなどを通じて、市民の防犯意識の高揚に努めます。	1	1				1	1			
84	メールもりや、SNS、ホームページ及び広報もりやを通して、防犯情報を提供します。	1	1				2	2			
85	事業所との「見守り活動等に関する協定」の締結を推進します。(再掲)	1	1				1	1			
86	通学路などの青色防犯パトロール車による巡回や立哨活動を保護者や地域の協力を得て引き続き行います。	3	3				3	3			
87	不審者等の情報は、速やかな保護者への周知と全校での共有に引き続き努めます。	2	2				2	2			
88	守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成機関と連携を図りながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。	1	1				1	1			
89	児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待の防止に関する啓発を進めるとともに、擁護者への早期対応・早期支援を行います。	3	3				3	3			

第2期地域福祉計画において目標を達成するための市の役割		R1取組事項数・評価内容					H30取組事項数・評価内容				
		項目数	A・B	C	D	E	項目数	A・B	C	D	E
90	虐待対応については、高齢者と接する機会の多い介護サービス事業所等の職員に対する研修を行います。	1	1				1	1			
91	DVに対してスムーズに対応できるよう、女性相談センター、警察等の関係機関と連携体制を強化します。	2	2				2	1		1	
92	講演会等を開催し認知症や障がい者に対する関心を高め、意識の啓発や福祉への理解を図ります。	5	5				5	4	1		
93	判断能力が十分でない高齢者、障がい者の権利擁護を推進するため、成年後見制度の内容を分かりやすく説明し、普及促進等を図ります。	2	2				2	2			
94	介護サービス事業所の職員に対し、研修会を開催して制度の理解を促します。	1	1				1	1			
95	制度の利用が必要と思われる高齢者や障がい者の親族等に対して、制度の説明や申し立てに当たっての関係機関の紹介などを行います。	1	1				1	1			
96	成年後見人の親族に申し立て者がいない場合には、成年後見審判申立ての支援を行います。	1	1				1	1			
97	市の事務や事業を行う上で、障がいを理由とした障がい者の権利利益の侵害を防止します。	1	1				1	1			
98	障がいを理由とする差別解消の啓発を行います。	1	1				1	1			
99	市の事務や事業を行う上で、障がい者等から社会の中にある様々な障壁(バリア)を取り除くよう求めがあったときは、負担が過重にならない範囲で取り除きます。	1	1				1	1			
100	生活困窮者に寄り添った支援を行います。	2	2				2	2			
101	病気、無年金、失業などの理由による金銭的な問題など、複合的な問題を抱えた生活困窮者への相談支援により、その人の課題が解決できるよう包括的な支援をします。										
小 計		38	37	1	0	0	40	38	1	1	0

97.4 %

95.0 %

基本方針1から基本方針4の合計		175	153	10	10	2	176	150	11	15	0
-----------------	--	-----	-----	----	----	---	-----	-----	----	----	---

87.4 %

85.2 %